

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

倉敷市の人件費について

ページ	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署（所管課）	措置状況・理由	対応区分
P102	第3 昇格・昇給 (3) 昇給の状況	昇給の区分は勤務実績ではなく勤務成績によるべきである。 「昇格等の規則」により、職員の昇給の区分は勤務成績によりAからEまでと定められているが、実際にはCからEまでしか区分されていない。また、区分の基準は、勤務成績ではなく勤務実績によっている。勤務成績は人事評価を行う必要があり、市は人事評価制度を導入済みであるが、勤務成績へ反映せず、勤務日数での評価である勤務実績を昇給の区分基準としている。 勤務成績による昇給区分ができないならば、条例は実施可能なものに改正すべきであるし、改正しないならば人事評価制度での勤務成績に基づいた昇給の区分とすべきである。	人事課	人事評価の評価期間を、現行どおりの4月から3月までの1年間とした上で、その評価期間における評価結果による勤務成績に基づき、翌年度の昇給区分を決定する。人事評価結果の給与への反映を令和3年4月1日より導入しました。	措置済
P219	第10 職員の福利厚生 2 倉敷市が直接提供する福利厚生	公舎・宿舎の月額家賃は5千円であり、市場価格と比較して明らかに安価である。 公舎・宿舎の月額家賃については、他の市町村の同様の公舎・宿舎の月額家賃や倉敷市内でアパート・マンションを借りた場合の家賃、もしくは東京でアパート・マンションを借りた場合の家賃等を考慮して決定すべきである。	人事課	指摘に基づき他市の状況等を調査研究した結果、見直しを行うこととし、令和3年10月5日に「倉敷市職員宿舎貸与規則」の改正を行い、「国家公務員宿舎法」に定める有料宿舎の使用料の例により算定した額に改めました（改正日以降の新規使用者から適用）。	措置済

(公表日：令和3年11月26日 通知日：令和3年11月22日 法第12号)